

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 被災者支援にかかる取扱い

**Q** : 当社では、台風や地震の被災者に支援をしたいと思っています。法人税の取扱いを教えてください。

**A** : 災害関連支出にかかる費用は、寄付金や交際費に該当しないこととされています。

### 【解説】

被災地支援にかかる費用は、原則として、次のように寄付金や交際費になりません。

#### ① 災害見舞金

会社が被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持回復を目的として、災害見舞金や事業用資産の提供をした場合は、その費用は交際費に該当しないものとされています。

#### ② 売掛債権の免除

災害の発生から相当の期間内(通常の営業活動を再開するまでの期間内)において行われる売掛債権の免除にかかる損失については、寄付金には該当せず、売上値引き等として処理することが認められます。

#### ③ 自社製品等の提供費用

被災者救援のために行う自社製品等の提供に要する費用は、特定の者に対するものでなければ広告宣伝費などとして扱い、寄付金には該当しないこととされています。

#### ④ 低利融資、無利息融資

会社が、低利又は無利息で融資をした場合、その融資が復旧支援を目的とするもので、相当の期間内に行われるものであるときは、経済的利益の供与はないものとして取り扱われます。

